

## 第87回経営委員会議事概要

1. 日 時：2023年11月30日（木）13：57～15：23
2. 場 所：年金積立金管理運用独立行政法人 大会議室
3. 出席委員等：・山口委員長 ・新井委員長代理 ・板場委員 ・内田委員  
・逢見委員 ・尾崎委員 ・加藤委員 ・小宮山委員 ・根本委員  
・宮園理事長

※加藤委員、小宮山委員はWeb会議システムにより出席

### 4. 議事概要

#### 【議決事項】

「役員給与規程及び職員給与規程の改正について」

2023年8月7日付人事院勧告（2023年10月20日閣議決定）に基づく国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、以下のとおり「役員給与規程」及び「職員給与規程」を改正することについて、議決を行い、出席した10名の全委員の賛成により承認された。

#### 【改正内容】

- 役員俸給等の引上げ
  - ・役員俸給月額及び非常勤役員手当月額について、国家公務員（指定職俸給表）の改定に準じた引上げを行う。
- 職員本俸の引上げ
  - ・職員本俸表について、国家公務員（行政職俸給表（一））の改定に準じた引上げを行う。
- 両規程の施行日は経営委員会の議決日とし、2023年4月1日から適用する。  
（参考）賞与の引上げ
- 国家公務員に準拠し、賞与の年間支給月数を、役員及び職員（継続雇用を除く）は0.10月分、継続雇用職員は0.05月分引上げを行う。  
質疑等の概要は以下のとおりである。

委員A 人事院勧告で決まっているということなので、特に法人に決定権はないと思うが、デフレからインフレになってくると、その物価上昇というのはどのように反映されていくのか。

- 執行部 人事院勧告の仕組みは、月例給については、本年4月分の民間事業所の給与を調査した上で、8月初旬に平均1.1%のベースアップ勧告が出ている。物価水準については、御指摘のとおり反映できていないものの、このように直近の民間給与水準については、反映されたものとなっている。民間給与水準が物価高にまだ追従できていない中で、我々公的機関が先行するのも、対外的にちょっと御理解いただくのが難しいかと思料されるので、人事院勧告並みの引上げとしたところである。

#### 【報告事項】

(1) 「2023年度第2四半期運用状況（速報）」

2023年度第2四半期運用状況（速報）について、執行部から報告があった。

質疑等はなかった。

(2)「運用リスク管理状況等の報告(2023年度第2四半期)」

運用リスク管理状況等の報告(2023年度第2四半期)について、執行部から報告あった。

(3)「インハウスでの外国債券先物取引・為替フォワード取引開始について」

迅速かつ機動的なリバランス等に寄与するため、必要な準備が整い次第、インハウスでの①外国債券先物取引及び②為替フォワード取引を開始することについて、執行部から報告があった。

質疑等の概要は以下のとおりである。

委員B 運用受託機関において、外国債券先物の反対売買をすると同時に現物を売買することについて、投機的な取引がされないという保証はどこにあるのか。また、投機的取引がされていないことの検証、モニタリングはどのように行うのか。

●理事 運用受託機関に対しては、先物取引の利用目的として投機目的の利用は禁止しており、ガイドラインで示している。事務過誤があった場合には報告義務を課しており、金融庁においても監督を受け管理している。モニタリングについては、運用ガイドラインに違反した場合には、直ちに報告することになっており、金融庁からも報告体制についてはガイドラインが出ているので、それによって担保されている。

委員B いずれにしても、しっかりやっていただきたい。

(4)「足元の運用リスク管理状況及び業務執行状況について」

足元の運用リスク管理状況及び業務執行状況について、理事長及び理事から報告があった。

**【その他事項】**

・議事録の作成及び議事概要の公表(6月29日及び7月28日開催分)について承認を得た。

以上